



令和8年4月改定

# 松江市ごみ集積施設整備事業補助金

## 【補助金の目的】

一般家庭から排出される一般廃棄物の集積場所の景観保全及び収集業務の効率化を図ることを目的としています。

## 【補助の対象】

- 2世帯以上で整備する集積所
- 分譲集合住宅に設置する場合、新築から原則5年以上経過したもの
- 補助対象外とするもの
  - ・新規住宅団地造成時又は、集合住宅建設時、賃貸集合住宅

## 【補助要件】

- 集積所を設置する土地の所有者の占有許可（官地の場合）、又は承諾（民地の場合）が得られているもの
- 耐久性のある材質で製造されているもの
- 整備後、設置者が適正に維持管理を行なうもの
- 構造は周囲が囲まれているもので、一辺が開閉式扉になっているもの
- ごみ収集車の通行および積載作業が容易にできる場所に設置されるもの

## 【その他】

- 対象経費はごみ集積箱本体経費、設置工事費（基礎工事費、配送経費を含む）とします。土地買収費、解体撤去費、借地料は除きます。
- 補助額は、補助対象経費か補助限度額の内、金額の低い額とします。

## ○新設する場合（新たに集積施設を設ける場合を新設とする）

補助金の額（補助対象経費又は補助限度額のいずれか低い方）

世帯数	対象となる大きさ	補助金限度額
2～15世帯	世帯数×90リットル	世帯数×18,000円
16世帯以上	1,440リットル以上	300,000円

## ○更新する場合（既存の集積施設を撤去し、新たに整備する場合を更新とする）

補助金の額（補助対象経費又は補助限度額のいずれか低い方）

世帯数	対象となる大きさ	補助金限度額
2～15世帯	世帯数×90リットル	世帯数×13,500円
16世帯以上	1,440リットル以上	225,000円

## ○修繕する場合

補助金の額（補助対象経費又は限度額のいずれか低い方）

世帯数	補助金限度額
2～15世帯	世帯数×6,000円
16世帯以上	96,000円
共通事項	5,000円を超えるもの

- ※ 新設、更新又は修繕のいずれか1事業に限り利用できます。  
(ただし、一度利用されると、その後5年間は補助を受けることができません。)
- ※ いずれの場合も、申請後補助金交付決定通知を受けてからのものが対象となりますので、通知前に着手したものや既に設置等が完了したものは対象となりません。
- ※ 予算の範囲内で交付します。
- ※ 完了後すぐにお支払いが必要な場合は、別途ご相談ください。

官地を使用される場合の問い合わせ先

市道・公園…市	建設総務課	道・緑・水辺相談室	55-5810
市有地…市	資産経営課	・財産管理係	55-5184
公民館…市	生涯学習課	・社会教育係	55-5289
河川…市	河川課	・管理係	55-5355
県道…県	島根県松江県土整備事務所		32-5736
国道…国	国土交通省松江維持出張所		21-9495

問い合わせ先

リサイクル都市推進課 電話55-5281



# 補助金の手続き

手 続 き	提 出 書 類
1. 意向調査申請書の提出 (令和8年9月末まで)  令和9年3月補助金意向 調査結果通知書を松江市 から送付します	①松江市ごみ集積施設整備事業補助金交付意向調査書
2. 補助金申請書類の提出 〔右表参照〕  審査（書類審査・現地調 査等）  ↓ 補助金等交付決定通知 書を送付します  ↓	②補助金等交付申請書（様式第1号） 添付書類 1) 申請世帯名簿 集積施設を利用する世帯の世帯主氏名と住所を自署 したもの 2) 位置図 住宅地図で（2）の申請世帯をマーカーペンなどで色 分けし、集積所（箱）がどこにあるか目印をしてくだ さい。 3) 構造図 既製品であれば業者のカタログ（寸法・材質・容量の 記入があるもの）。 業者に設計依頼して設置する場合は設計図。 修繕する場合は設計図か図面がない場合は写真に寸 法を入れてください。あわせて材料名・単価・数量が 入ったものを準備してください。 4) 見積書 収集箱本体経費及び設置工事費が対象です。 形式が同じ集積箱の見積書を2社提出してください。 申請者宛に作成された見積書で、容器名又は材料名・ 価格等記入されたもの。 ※一式見積や値引きの記載は不可 特に業者設計・修繕については、部材・数量・単価の 記載が必要です。 5) 整備前写真 現況の写真で、必ず日付の入ったもの。 現況の位置から集積所を移動する場合は、移動予定先 の写真も必要となります。 6) 土地所有者の同意書（写し） 設置場所が民地の場合は土地所有者と交わした使用 承諾書の写しと登記簿謄本及び公図、農地は基本的に 認めない。 市や県・国の官地の場合は占用許可書等の写し
ごみ集積所の整備の 着手 3. 着手届の提出：様式第 4号 着手日は、決定通知の 日付以降 ↓  ごみ集積所の整備の 完了 申請時の見積書に基 づく費用の支払	③着手届（様式第4号）
4. 完了届の提出：様式第 4号 ※完了日は、経費の支 払いが完了した日	④完了届（様式第4号）

<p>5. 実績報告書類の提出 〔右表参照〕 実績報告書は経費の支払いが完了した日以降（領収書の日付）</p> <p>実地確認（市で現地の確認作業を行ないませんが、場合によっては立会いをお願いする場合があります）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>補助金額の確定を松江市が行います</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>補助金等確定通知書を送付します</p>	<p>⑤補助事業等実績報告書（様式第5号） 添付書類</p> <p>1) 位置図 申請時と変更ない場合は同じもの。 変更がある場合は、マーカーペンなどで分かるように色付けしてください。</p> <p>2) 整備後写真 整備後の写真で、必ず日付の入ったもの。 現況の位置から集積所を移動する場合は、移動先（整備後）の写真も必要となります。</p> <p>3) 経費証明書 支払いをお済ませいただき、領収書（コピー可）を書類と一緒に提出してください。 銀行や郵貯から振込支払いの場合、振込明細書または払込票兼受領証を提出してください。</p>
<p>6. 請求書類の提出〔右表参照〕 補助金交付請求書提出後30日以内に申請者の指定する口座へ確定通知書に記載された補助金が振り込まれます</p>	<p>⑥補助金等交付請求書（様式第7号） 添付書類</p> <p>1) 口座振替依頼書 申請人の金融機関口座 （口座名義が申請人と異なる場合は、補助金の受領に関する委任状が必要となります）</p> <p>2) 確定通知書の写し</p>

**設置や修繕を事前に着手された場合や、既に完了している場合は、補助の対象となりませんのでご注意ください！**